

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例に関する資料

平成 29 年4月1日

指定管理者 公益財団法人新潟県スポーツ協会

1 名称の変更について

第9条別表第1に掲げる施設区分の名称を、平成 23 年4月1日から次の表の通りに変更する。

区分	条例上の名称	新名称
会議室	会議室1	小研修室1
	会議室2	小研修室2
大研修室	大研修室	—
小研修室	小研修室	中研修室
栄養実習室	栄養実習室	—
フィットネスホール	フィットネスホール	—
温水プール	温水プール	—

第9条別表第2に掲げる事業の名称を、平成 29 年4月1日から次の表の通りに変更する。

条例上の名称		新名称
体力測定	総合コース	総合力コース
	ハイパワーコース	瞬発力・基礎体力コース
	ミドルパワーAコース	瞬発・筋持久力コース
	ミドルパワーBコース	筋・全身持久力コース
	ローパワーコース	全身持久力コース
動作分析		スポーツ動作分析
生活習慣しっかり改善コース		—

以上